

新潟県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1 目的

この要領は、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について、以下の法令及び通知等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。）
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。）

第2 申請

- 1 法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める書類を知事に提出するものとする。

なお、新潟市に所在地を有する病院若しくは診療所（以下「医療機関」という。）、薬局及び訪問看護事業所については、新潟市長の定めるところにより新潟市長に申請するものとする。

(1) 医療機関

- ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（別紙第 1 号様式）
- イ 経歴書（医師用）（別紙第 1 号様式（別紙 1））
- ウ 医師免許証の写し

(2) 薬局

- ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（別紙第 1 号様式）
- イ 経歴書（薬剤師用）（別紙第 1 号様式（別紙 2））
- ウ 薬剤師免許証の写し
- エ 薬局の店舗平面図等の写し等の調剤のために必要な設備及び施設の概要に関する資料
- オ 保健所の薬局開設許可証

(3) 訪問看護事業所

- ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（別紙第 1 号様式）
 - イ 訪問看護ステーション等において指定訪問看護、指定老人訪問看護若しくは指定居宅サービス又は指定介護予防サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る）に従事する職員の定数（別紙第 1 号様式（別紙 3））
- 2 申請者は、原則として指定を受けようとする前月の 15 日までに知事に上記 1 に定める書類を提出するものとする。
 - 3 既に指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けている者が、指定の更新の申請を行うときは、法第 60 条第 2 項による指定の更新を除き、上記 1 及び 2 の規定に準ずるものとする。

第3 指定要件

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える

医療機関又は事業所であること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療、福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、医療機関にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

3 医療機関にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、特例として、地域における精神障害を有する者に対する医療の体制及び当該保険医療機関の地域における役割等の事情から、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる場合に限り、(1)の要件のみを満たしていることで差し支えない。

(1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

(2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

4 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）として経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤経験のある薬剤師を有していること。

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に基づく要件に該当しないこと。

第4 指定審査

1 知事は、提出された申請を審査した結果、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を決定又は更新したときは、別紙第2号様式により申請者に通知するものとする。

また、指定が不相当と認めるときは、別紙第3号様式により申請者に通知するものとする。

2 知事は、提出された申請を審査した結果、申請された内容に不明な点があるときは別紙第4号様式により申請者に対して確認を要する事項を通知し、回答を求めるものとする。

3 知事は、申請された指定自立支援医療機関（精神通院医療）において自立支援医療（精神通院医療）を主として担当する医師が不相当と認めるときは、別紙第5号様式により申請者に通知し、他の医師に変更するよう適切な指導をするものとする。

第5 指定期間

1 指定年月日は、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

2 指定の更新は、法第 60 条第 1 項の規定に基づき 6 年毎に行うものとする。

第 6 変更の届出

1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）において自立支援医療（精神通院医療）を主として担当する医師又は薬剤師の変更等があった場合は、指定自立支援医療機関変更等届出書（別紙第 7 号様式）に次の書類のうち必要なものを添付し、知事に提出するものとする。

(1) 経歴書（医師用）（別紙第 1 号様式（別紙 1））又は経歴書（薬剤師用）（別紙第 1 号様式（別紙 2））

(2) 医師免許証の写し又は薬剤師免許証の写し

(3) その他、必要に応じて変更事項に関する書類

2 変更の届出の審査については、第 4 の規定に準ずるものとする。

第 7 指定の辞退

指定自立支援医療機関（精神通院医療）において、法第 65 条の規定により指定を辞退しようとする場合は、指定自立支援医療機関指定辞退申出書（別紙第 8 号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

第 8 その他

1 知事は、法 59 条第 1 項の規定により指定した指定自立支援医療機関（精神通院医療）について別紙第 6 号様式により指定自立支援医療機関（精神通院医療）の一覧表を作成するものとする。

2 知事は、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の新規指定及び廃止等の異動があった場合は、各月ごとに別紙第 6 号様式により新潟県社会保険診療報酬支払基金及び新潟県国民健康保険団体連合会に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。